時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津、一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日以上	七日以上
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付兼め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め郡府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず偶り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社に依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信を依頼せんと報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

京都の大極殿に就て

京都の市民は來る明治二十八年に執行する桓武天皇遷都千百年の紀念祭の用に供する爲め當時の形に模して大極殿建築の企あり其費用は凡そ二十萬圓の見込にて着手する筈なりと云ふ遷都の紀念祭を行ふは市民が喜を思ふの情として敢て咎む可きに非ず成る可く賑々しく行ふて其情を慰む可しと雖も斯くの如き金を費して建築を企るは何の爲めなりや或は一時の用に非ず永くみれを存して京都に一美觀を添へ後人をして桓武當時の盛況を回想せしむるの目論見にてもあらんかなれども只一時の思付に僅の時と金とを以て當時の眞を寫すは到底思ひも寄らず若しも之を以て昔しの大極殿の有りの儘を寫したるものなりなど吹聴されなば當時の人は地下に於て泣くみとなる可し之を喩へば古代今利鎌の鋭利の代りに出來合の素鎗の粗品を據置くと一般にして神聖比較の限りに非ず我輩は日本美術の名譽の爲めにはかて斯る不倫の計畫に同意を表するみと能はざるものなり抑も二十萬圓の金は京都市民に取りては決して少額に非ず之を大極殿の建築に費して其眞を寫すみとを得ざるのみならず却て美術上の不名譽を致して世人の笑を買ふが如き固より智者の事に非ざれども若しも市民が其金額を集むるの力あるに於ては取敢へず使用の必要ありと云ふは外ならず府下の殿堂伽藍を維持して名勝の保存を謀るの一事なり今日京都府下の爲めに謀れば差向きの必要は新奇の奇觀を作るにあらずして舊時の舊物を保存するに在り我輩が屢ば報告したる如く府下の繁昌を維持するの方法一にして足らざる其中にも外國人の來遊を促すが如きは最も大切なるみとなりと云ひし其外國人は何の爲めに來るやと尋ぬるに殿堂伽藍の舊物を見物して好奇心を滿足せんとするに外ならず新奇の奇觀如何に奇なるも彼等の心を惹く能はず其目的は世界に稀有なる古代極彩色の今利鎌を見んとするに在るのみ誰れか今出來の素鎗に感心する者あらんや分り切つたるみとなるに曾て此邊に思ひ到らざるか保存法の如き全く等閑に付して可惜舊物を看す〳〵失ふの憾さへなきに非ず現に粟田口の青蓮院の火災の如き京都人の怠慢と云はる〳〵も申譯けなかる可し京都の殿堂伽藍は其數甚だ多し一々みれが保存を謀るが如き力の及ばざる處なりとならば責めては注意して火の番なりとも置くみと〳〵なさば有名の寺院を空しく烏有に歸せしむるが如き失體もなかる可きに一方には二十萬圓の金を投じて無益の建築に着手しながら舊帝都の生命とも云ふ可き殿堂伽藍の保存に就ては曾て心を用ゆる所なきは殆んど狂氣の沙汰と云はざるを得ず過般の地鎮祭の始末の如き既に滿天下の笑を招きたり若しも少しく悟る所あらんには大極殿の建築の如き速に思ひ止まりて舊物保存の事に注意せんみと我輩の勸告する所なり

官報

○大藏省令第三十二號
明治二十二年書省令第十一號諸計算書仕拂命令領收證及諸張簿ノ樣式左ノ通改正ス
明治二十六年十一月二十日　大藏大臣渡邊國武

附則
本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス
目下現存ノ用紙帳簿ニシテ尚ホ使用シ得ヘキモノハ之ヲ取纏ヒ當分使用スルモ妨ケナシ

第一號書式　仕拂請求計算書
第二號書式　領收證
第三號書式　現金拂込書領收證書及通知書
第四號書式　牧入官吏收入報告書
第五號書式　歳入事務管理簿收入簿報告書
第六號書式　仕拂命令
第七號書式　金庫出納役仕拂命令受領報告書
第八號書式　綜越計算書
第九號書式　國庫日記簿原簿補助簿
第十號書式　主計簿
第十一號書式　收入官吏收入簿
第十二號書式　歳入事務管理簿歳入簿
第十三號書式　金庫出納役支出簿
第十四號書式　出納官吏現金出納簿

○内務省告示第五十四號
東京市小石川區久堅町八番地
一憂世　恨嘆　暗黒　全一冊　松浦松三著作兼發行
右出版物ハ安寧秩序ヲ害スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス
明治二十六年十一月二十日　内務大臣伯爵井上馨

○司法省告示第七十五號
裁判所構成法第十三條二項ニ依リ奈良地方裁判所管内松山區裁判所刑事裁判事務ハ同管内奈良區裁判所ニ於テ高田區裁判所同事務ハ五條區裁判所ニ於テ神戸地方裁判所管内伊丹、明石兩區裁判所刑事裁判事務ハ同管内神戸區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ
明治二十六年十一月二十日　司法大臣芳川顯正

雜報

○總持寺住職退隱に關する普達　曹洞宗事務取扱服部元良同星見天海の兩氏は總持寺住職畔上棟仙師へ退隱申告書を傳達して其退隱を命じたるに就ては今後右に關する顚末を宗内寺院一般へ普達し尚ほ同時に各宗務支局に向て此際本職等は日夜鞠躬公明嚴正を以て其職責を全ふせんみとを黨圖すれば各宗務支局にても能く内務大臣荷法の厚意を體認し一層勵精して其所轄寺院の保安を計畫し以て職責を盡すべき旨を訓示したる由なるが其住職退隱に關し宗内寺院への普達は左の如くなりと

明治二十五年三月以來大本山總持寺貫首畔上棟仙禪師は宗制に違反して兩本山の分離を企て屢々之を政府に出願し大に宗の安寧を妨害せられたるに依り大本山永平寺貫首森田悟由禪師は明治二十五年十月七日別紙寫の通宗制第一號兩本山盟約第九條に據り總持寺貫首畔上棟仙禪師に對し其退隱を申告し且末派寺院に對し其顚末を報告し而して之を當時の事務取扱に通知せられたり

明治二十六年五月三十一日本職等就任の際内務大臣より訓令を受け意之以て前記永平寺貫首の總持寺貫首に對する處置は宗制上當然の事なるを認定せり然れども本職等は宗門の平和を策する爲め苦心無慮兩本山に交渉し種々懇願する所ありしも遂に其効果を得ず愛に於て本職等は不得已内務大臣に向て宗門紛擾の裁理を眞請せり乃ち内務大臣は本月八日普達甲第六號の如く本職等に對し宗制宗規違反の輩は嚴正處分すべき旨訓令せられたり依て本職等は總持寺貫首退隱申告の事由を内務大臣に屆出たり然る處本月九日内務省は本職等及總持寺貫首畔上棟仙禪師を召し明治二十五年十月七日大本山永平寺貫首森田悟由の宗制第一號兩本山盟約第九條に據り大本山總持寺貫首畔上棟仙に退隱を申告したるは内務大臣に於て正當の處置と認定する旨を示達せられ又畔上棟仙禪師に對しては永平寺貫首森田悟由の退隱申告に服すべき理由を諭されたり依て本職等は本月十日別紙寫の通畔上棟仙禪師に對し辭令書を交附し以て永平寺貫首森田悟由禪師の退隱申告書を傳達し畔上棟仙禪師に總持寺住職退隱を命じたり右普達す

○米國棉花收穫の景況　に付き鳴村總領事よりの報告に據れば本年度即ち去年九月より本年八月に至るまで合衆國棉花の收穫高は大凡六百七十萬梱にして前年度に比すれば二百三十三萬五千梱を減少せり最近六箇年間の收穫高を比較すれば左の如し

年度	收穫高	年度	收穫高
一八八七	七、〇一一千梱	一八八八	六、九三五千梱
一八八八	七、三一一	一八八九	八、六五二
一八八九	九、〇三五	一八九〇	六、七〇〇
		一八九一	

以上示す所を見れば本年度收穫の最も少きを知るべし而して其原因は三四年來棉花の收穫即ち供給は漸次增加して需要の額に超過し遂に前年に至り非常の下落を惹起したる爲め農夫は困却の餘り播種を減じたる故なり偖て又本年棉花の市場に上りし總額は七百十二萬七千百七十六梱にして外國への輸出高四百四十萬二千八百九十梱、内國消費高二百四十八萬千十五梱、年末の殘荷は二十四萬三千二百七十一梱なり明年度の收穫に付ては九月より十一月に至るまでの天氣工合による外故に推測する能はざれども本年度より幾分か增額すべき模樣なりと云ふ

○銀貨下落と鐵道經濟　銀貨の下落は諸般の物價を高貴ならしむべき筈なるに本年の貿易上に於ては輸出品は何れも下振に輸入品は獨り益す騰し輸入品は獨り益す騰も非常に騰貴せし事なれども貴したるべければ今後比し餘程高價のレール道は其財産高貴せしも設せんとするものは大は騰貴すべき筈なりとのみにて倫敦の製鐵はける銀貨の差と殆ど同レールの價格は差して す事もあらば却て既設らんと云ふ

○地方通信

○仙臺取引所發金人總會は株の藤助五郎氏等十名の交領し殘株は僅かに百株餘名の發起人は株の配均賦說盛となり結局変〳〵なりしが終に五十圓を增して二千四百株と殘株千四百株を準發起人中委員とじて一力德次郎たりと云ふ

○群馬縣會　は明二十會に移る筈なりと

○甲府電燈會社　の發き諸器械購入の件に就他の材料は和製を用ひ決したりと猶同社は明は六燭八燭十六燭の三を八十錢位の見當なり

○電燈工事の着手　遂なりたるより職工等を が開業は遠くも來月一と云ふ

○德島電燈會社　は去九名の連署を以て德島該社は株式組織にして給藝業を始め鑛冶事業の工業を興すの目的に

○木炭瓦油代用品の發鑛屬を以て日用の木炭製出するみとを發明し實特許を願出たり

○復書工事費の最多額も多く要すべき地は仁

○南蛮鐵道會議　愛決したりと

○筑後川工事期成同盟度筑後川治水工事期成大に運動を試むる由に

○筑後實業協會　筑後會なるものを組織し去